

市町村長が行う火葬等に要した費用を遺留金等により充当する事務に関する調査の結果について

1 調査概要

(1) 調査対象

都道府県、指定都市、特別区（7区）、その他の市町村（各都道府県の中核市を除く3市町村）

(2) 調査数等

	都道府県に対する調査	市区町村に対する調査
調査対象数	47	168
回収数（回収率）	47（100%）	167（99.4%）
有効回答数（有効回答率）	47（100%）	166（99.4%）

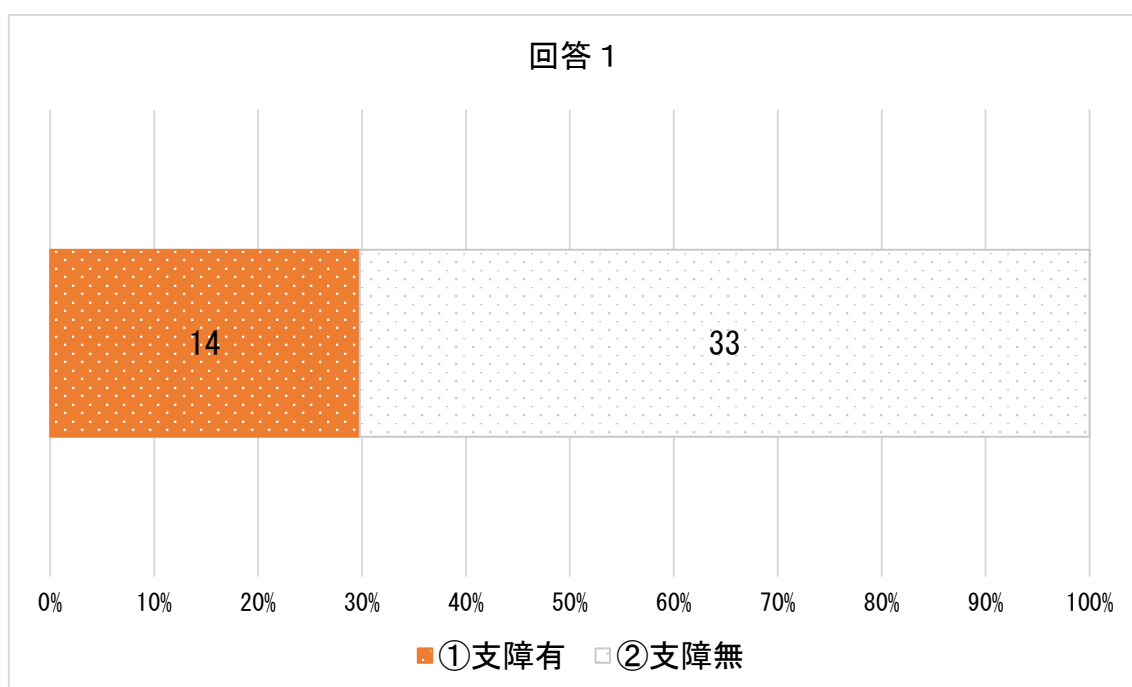
(3) 調査期間

令和2年7月20日（月）～8月19日（水）

2 都道府県に対する調査の結果

質問 1

埋葬又は火葬の費用について、墓埋法第9条第2項又は行旅法第13条1項の規定に基づき地方公共団体が弁償する場合には、行旅法第15条第1項の規定に基づき、市町村が一時繰り替えた上、最終的には、行旅病人死亡人等ノ取引及費用弁償ニ関スル件（明治32年勅令第277号）に基づき都道府県が弁償することとなりますが、都道府県が弁償するに当たり、事務処理上の支障が生じていますか。生じている場合、どのような支障が生じていますか。

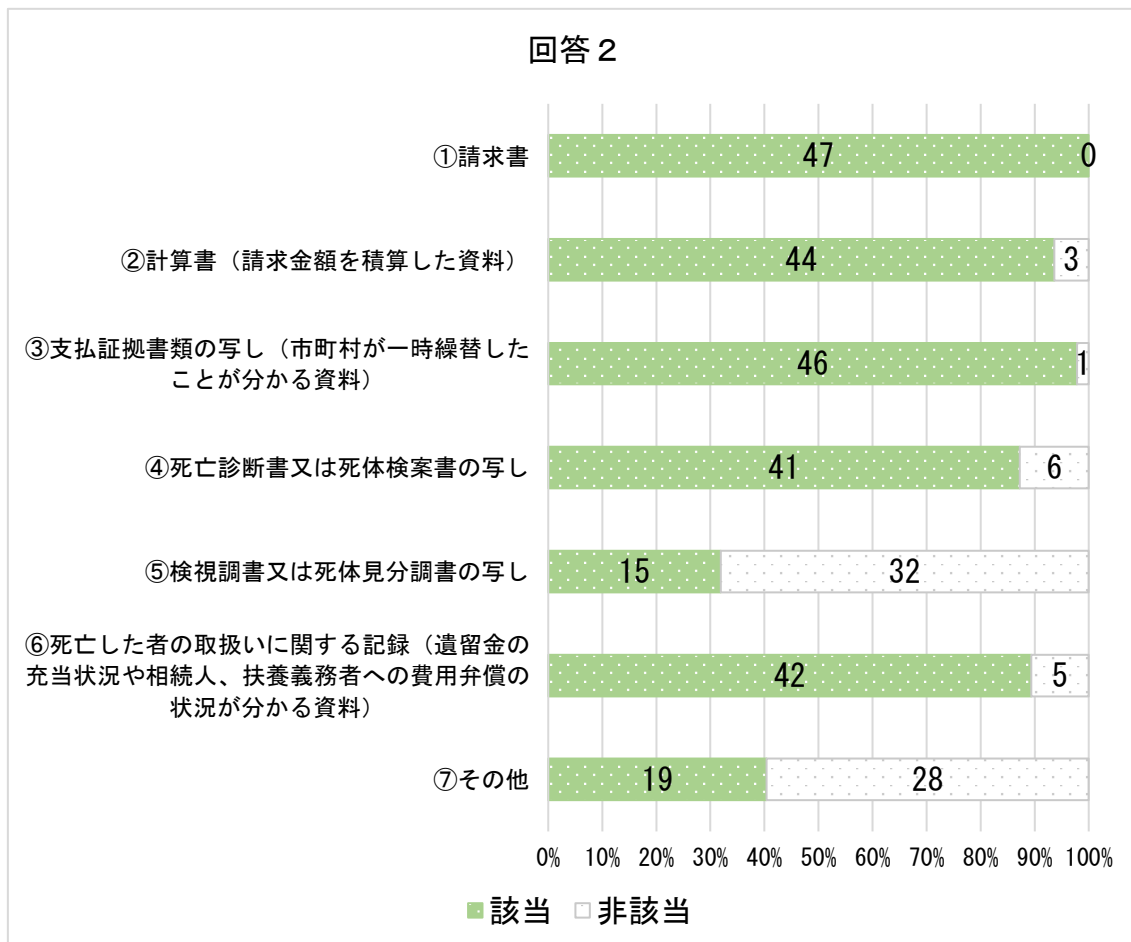


①支障有の内容（主な回答）

- ・ 市町が相続人に対して遺留金等の財産を確認することが難しく、調査時間が長くなった結果、事務処理に時間を要している。
- ・ 市町村が死亡人の預金口座に残高があることを把握しても、金融機関が払い戻し依頼に応じてくれないため、現金化されず、結果として県が費用弁償する例がある。
- ・ 各年度により、費用弁償の件数は異なるため予算積算が困難。住所地ではなく死亡地での事務となるため、相続人の把握や費用負担について、労力がかかると聞いている。
- ・ 相続人・扶養義務者等が葬祭費の支払いを拒否している場合に、市町にどこまで強く請求させるべきかの判断に苦慮している。

質問 2

費用弁償をするに当たり、市町村にどのような資料の提出を求めていますか（複数回答可）。



⑦その他の内容（主な回答）

【本人関係】

- ・ 警察署長からの引渡し通知書の写し（警察署からの送付があった場合）
- ・ 死亡若しくは死体発見時の状況報告書、本人認識に必要な事項及び取扱いの明細を記載した書類
- ・ 埋火葬許可証の写し、火葬証明書（斎場使用許可書：領収印のあるもの）の写し、火葬の実施報告（墓埋法9条）
- ・ 死亡届の写し

【相続人・扶養義務者関係】

- ・ 戸籍謄本若しくはその写し、親族関係概略図（任意様式）、
- ・ 住民票除票（写）、親族図・家系図、（市町村で作成した簡易なもので可）、引取を拒否する扶養義務者からの申入書

- ・ 相続関係図、誓約書（相続人の支払意志を確認した書類）の写し
- ・ 相続放棄陳述受理書の写し又は相続人等が費用の弁償を行えないこと理由書
- ・ 相続人及び扶養義務者存否が確認できる書類（相続関係図、戸籍謄本等の写し）
- ・ 扶養義務者調査の際に、他の地方公共団体に文書等で照会した場合には、その関係書類の写し（扶養義務者・相続人状況調査報告書等）
- ・ 親族からの引取拒否の文書の写し

【遺留物件関係】

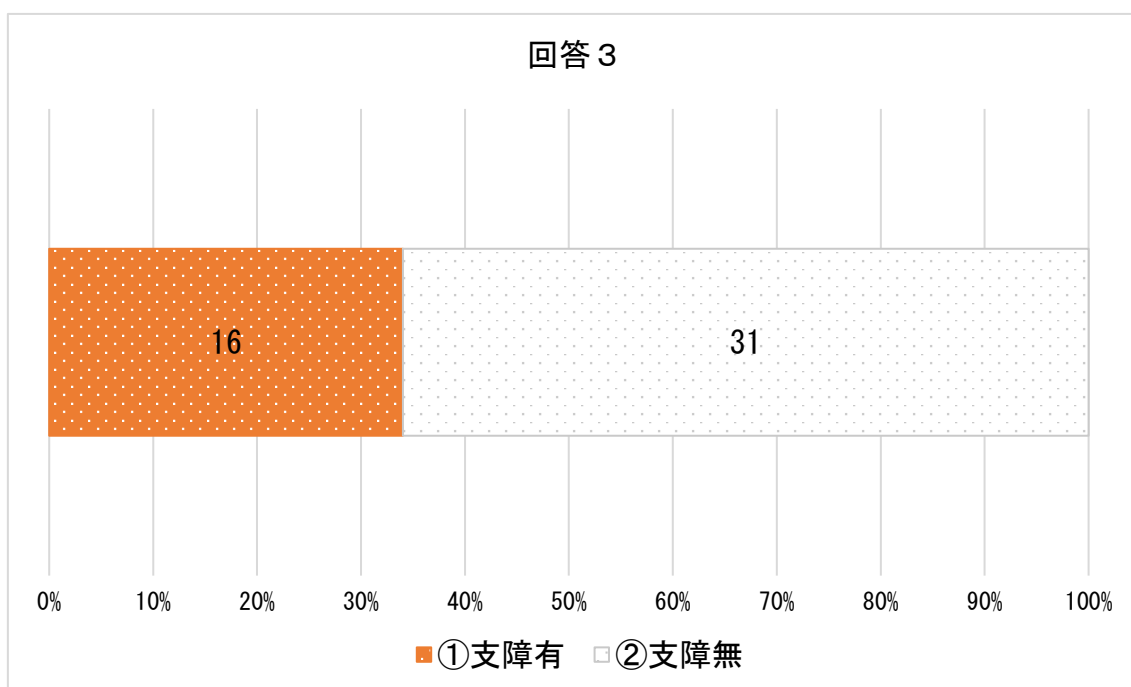
- ・ 遺留品又は不用品売払調書
- ・ 不用物件処分調書、公告の写し、遺留物件処分調書（〇〇県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則）
- ・ 官報掲載料の請求書、官報記載記事の写し

【その他】

- ・ 費用弁償交付申請書

質問3

墓埋法第9条第2項又は行旅法第11条の規定に基づき、埋葬又は火葬の費用の弁償を求めるに当たり、埋火葬された者からDV被害を受けていた相続人や扶養義務者など、費用弁償先としてふさわしくないケースについて、(一般市及び町村については、管轄する都道府県と協議の上、)当該相続人又は扶養義務者を費用弁償先から除外することとした場合、事務処理上の支障やそのような取扱いとするに当たっての留意点はありますか。ある場合、どのような支障や留意点があると考えていますか。



①支障有の内容

【支障】

- ・ 当該相続人等がDV被害を受けていたとしても費用弁償を行う意向がある可能性もある。そのため、県や市町村が「費用弁償先としてふさわしいかどうか」を判断することが困難である(県や市町村が費用弁償先としてふさわしくないと勝手に判断し、墓埋法で事務処理を行ったと当該相続人等に解釈されるなど)。
- ・ 行旅法における事例はないが、このような措置が制度化されなくても実際に費用弁償を拒否する相続人は多く、弁償を受けることは期待できないため、DV被害など事実認定に困難を伴うケースをことさら除外するのは業務量が拡大するのみでメリットがない。

【留意点】

- ・ 費用弁償先としてふさわしくないケースについて、具体的にどのような事例(DV被害の他、遺族が悪意の遺棄を受けた等)で、どのような書類の添付(例:相続放棄申述受

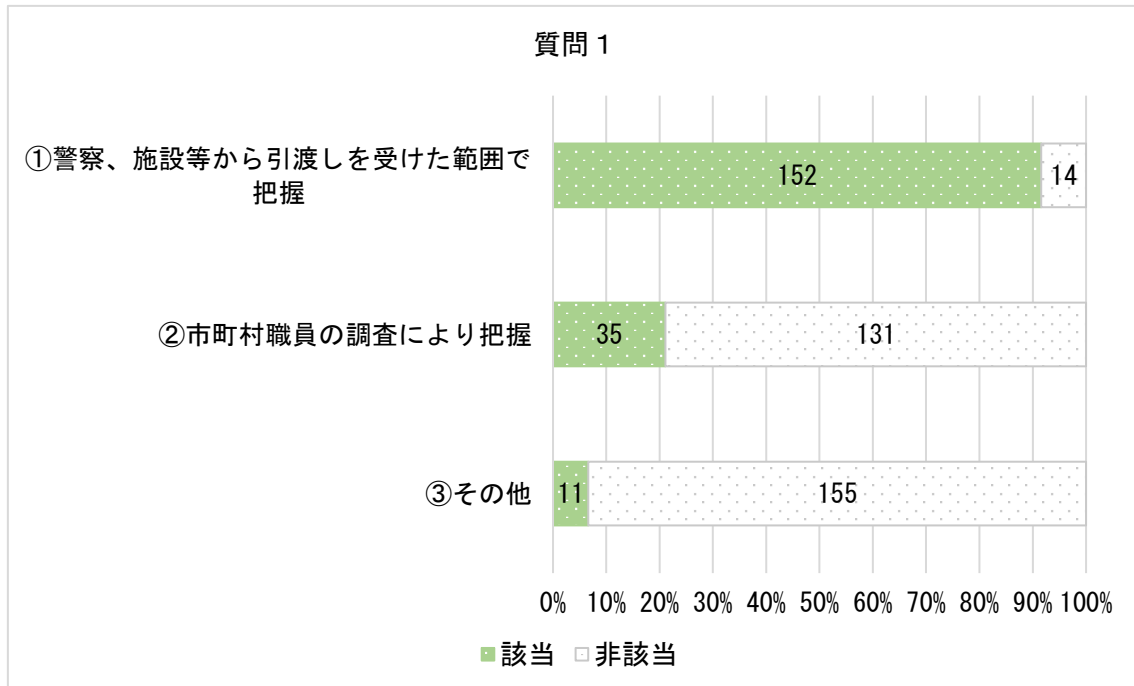
理証明書など)があれば、除外が可能か一定の判断を示していただければと考える。また、その上で除外が認められる事例に該当するのであれば、市町村との協議を経ずとも、原則として費用弁償先から除外できるよう整理いただければと思う。

- ・ 実際のケースとして、幼少期より暴力を受けていた扶養義務者がいた場合には、市町村から費用弁償や遺骨の引き取りについて確認し、拒否する場合は原則申入書を提出してもらい、それすらも拒否された扶養義務者については、聞き取った日時・内容を市町村が作成する取扱の経緯に記載してもらっている。

3 市区町村に対する調査の結果

質問 1

埋葬又は火葬の費用について、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）第9条第2項又は行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅法」という。）第11条若しくは第13条の規定に基づき、遺留金銭若しくは有価証券を充て、又は遺留物品を売却して充てようとする場合に、それらの存否、金額等をどのように把握していますか（複数回答可）。

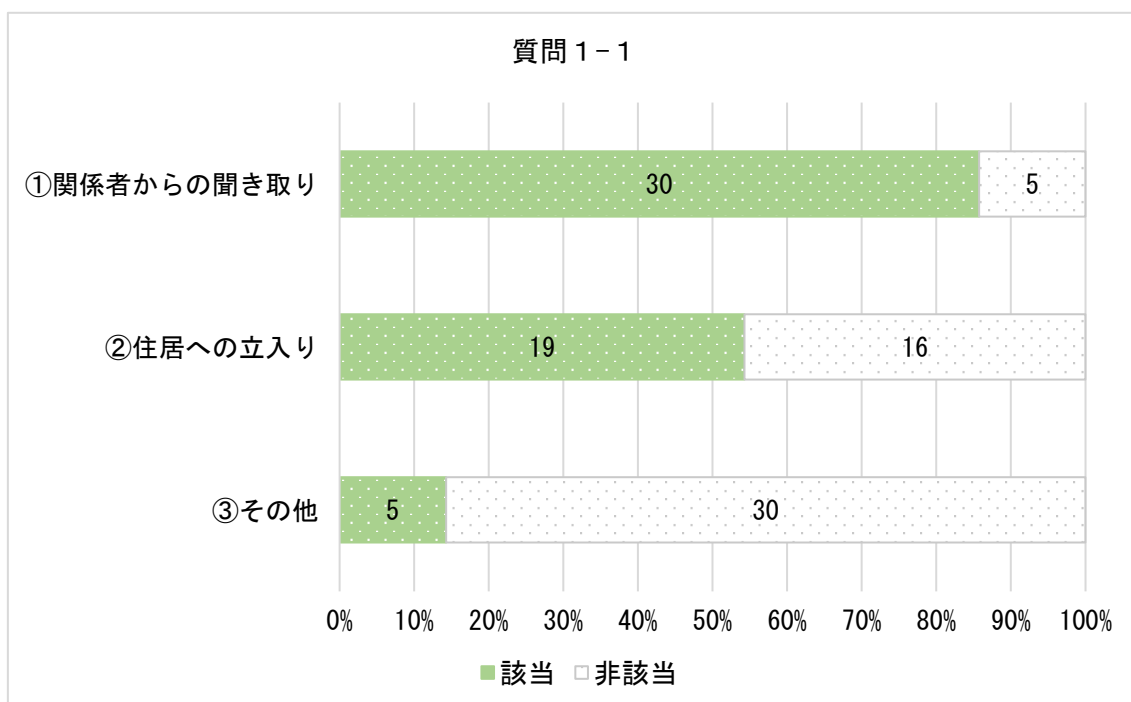


③その他の内容（主な回答）

- ・ 死亡者の生前に、本人から「話の中の一つの事項」として聞いて把握しているケースがある。
- ・ 生前に金銭の管理を頼まれていたという方（相続人でない方）から引き渡しを受けた範囲で把握。
- ・ 遺留金銭若しくは有価証券を埋葬又は火葬費用に充てることは行っていない。また、費用については減免申請を行っている。
- ・ 事例がありません。

質問 1-1

質問 1 のうち、市町村職員が調査を行う場合の方法（複数回答可）。

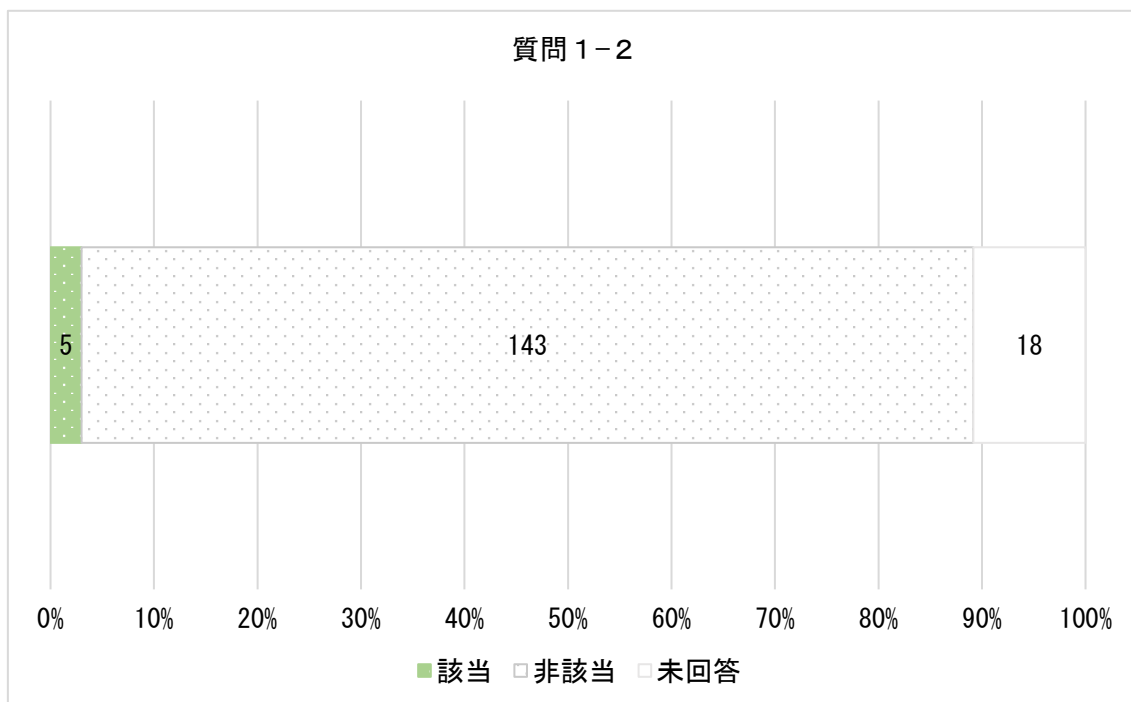


③その他の内容（主な回答）

- ・ 強制立入ではなく、死亡者に対する生前の福祉的支援で住居に上がることがあり、その際、「自分が死んだらここに通帳と印がある」等、聞くことがある。
- ・ 県内の金融機関6行及びゆうちょ銀行に照会を行う、預金調査。
- ・ 不動産を所有している場合は、登記簿や固定資産評価証明書等を確認。

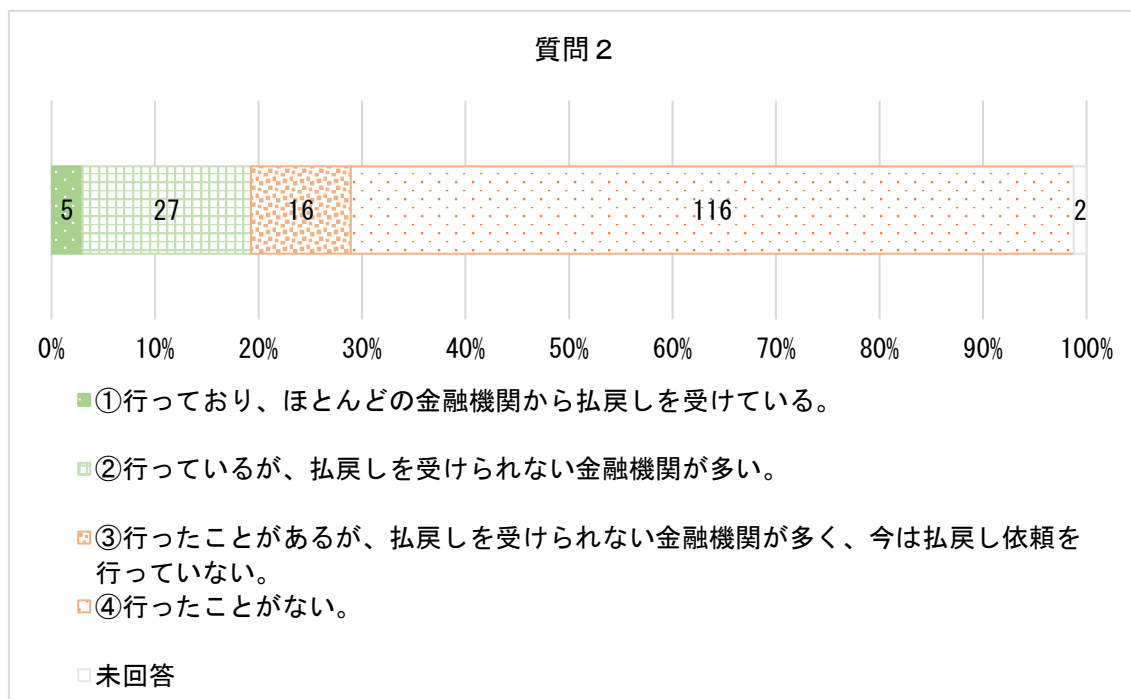
質問 1-2

調査に関する規程、手引き等を設けていますか。



質問 2

預貯金口座を把握した場合に、金融機関に対して口座残高の払戻し依頼を行っていますか。

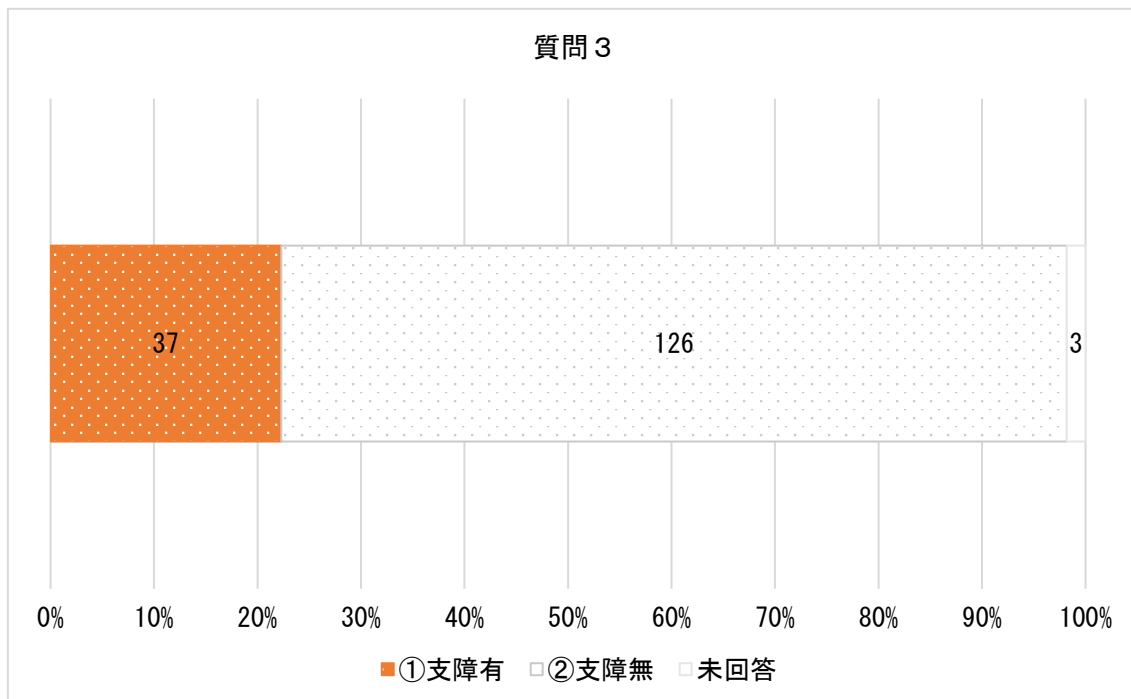


②又は③の払戻しを受けられなかった理由（主な回答）

- ・ 行旅病人及行旅死亡人取扱法第 11 条により金融機関に払い戻しを依頼したが「法定相続人の申し出がないと払い戻しに応じることはできない」または「これまでに対応したことがないため対応困難である」と口頭で返答された。
- ・ 払い戻しを受けられなかった理由は、行旅病人及行旅死亡人取扱法は払い戻しに対応できる根拠法令にはならないと回答されたため。しかし、ゆうちょ銀行は昭和 29 年 4 月 1 日郵一業第 24 号郵政省貯金局長通知により、払い戻しが可能となっているため、ゆうちょ銀行の払い戻しだけは行っている。
- ・ 金融機関に確認したところ、弁護士等からの正式な文書がないと払い戻しは出来ないと回答があったため。
- ・ 銀行から次のような回答を得ている。ア．第 3 者に払戻すことはできない、イ．相続財産管理人からの請求が必要、ウ．銀行の顧問弁護士の見解により、預金は行旅法の遺留金品に該当しないと判断。
- ・ 金融機関の取り扱い規定による（詳細不明）。

質問3

遺留金銭若しくは有価証券又は遺留物品の把握に当たり、事務処理上の支障が生じていますか。

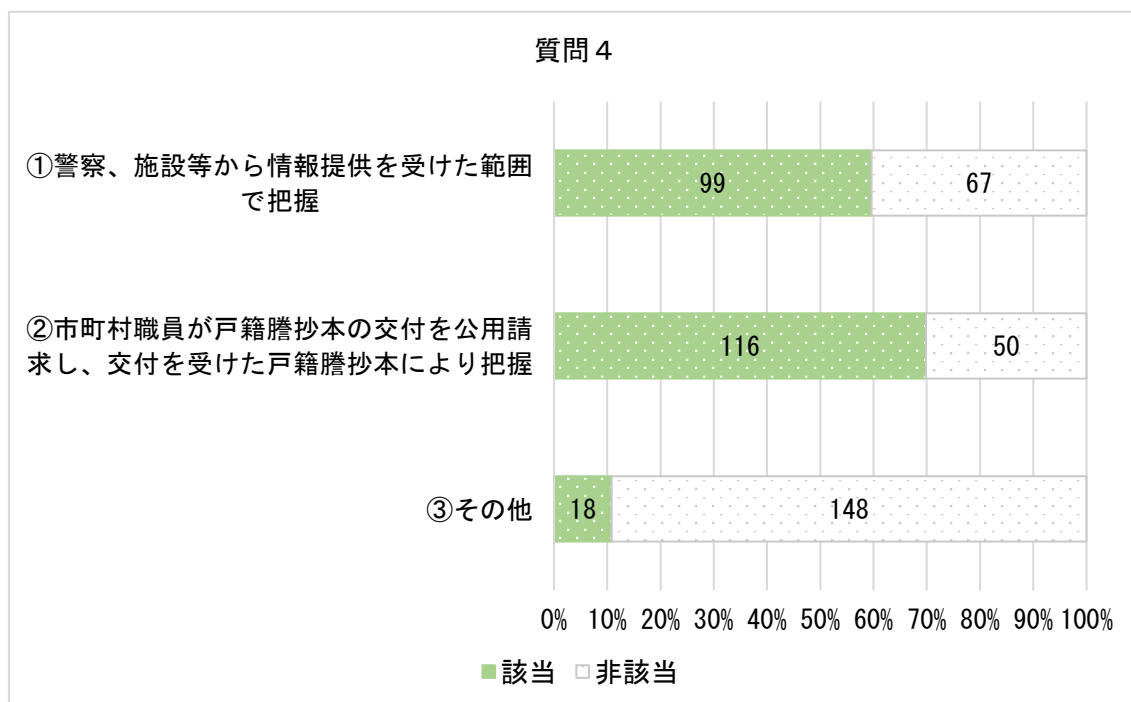


①支障有の内容（主な回答）

- ・ 遺留物品の資産価値について、具体的な判断例がないため、保管棄却の判断が難しい。
- ・ 長期間記帳されていない通帳を遺留品として引き受ける場合があるが、残高の把握が困難である。
- ・ 警察からの引き渡し以外の個人の所有物、資産等に対して立ち入ることができない。
- ・ 現金以外の物に関しては、処分をして充当することは難しい。また遺体を引き取らないとしても、親族には相続権が発生するため、担当として充当する際に不安が生じる。
- ・ 身元が分かる物を所持しておらず、調査ができない場合がある。殆どの場合、遺留金銭等を所持していない場合が多い。

質問4

埋葬又は火葬の費用について、墓埋法第9条第2項又は行旅法第11条の規定に基づき、相続人又は扶養義務者から弁償を受けようとする場合に、相続人又は扶養義務者をどのように把握していますか（複数回答可）。

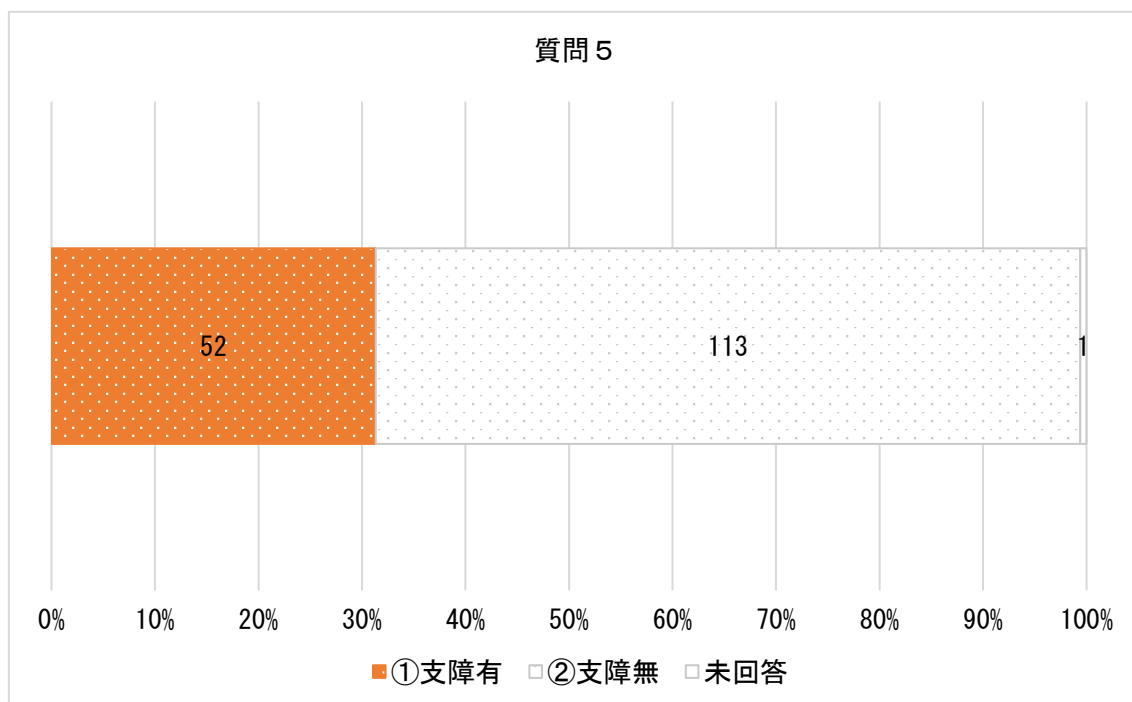


③その他の内容（主な回答）

- ・ 関係者から聞き取り等の調査を行うことにより、把握している。
- ・ 市の高齢者担当課等に、サービス利用に伴って緊急連絡先等を把握していないか照会する。
- ・ 火葬等の費用弁償を求めるための相続人の把握は、①となっている。入院等に伴い身元引受人がないとの相談を医療機関から受けることが多く、遺骨や遺留物品の引き取り、賃貸住宅の退去手続等を行える者を把握するために、本人が活着している間に、地域包括支援センター職員（直営のため市職員）が戸籍謄本等を請求し、親族の把握するケースが増えている。
- ・ 該当事例なし。

質問5

相続人又は扶養義務者の把握に当たり、事務処理上の支障が生じていますか。生じている場合、どのような支障が生じていますか（相続人又は扶養義務者が自市町村内にいる場合と、自市町村外にいる場合で支障となる内容が異なる場合には、それぞれ記入してください）。

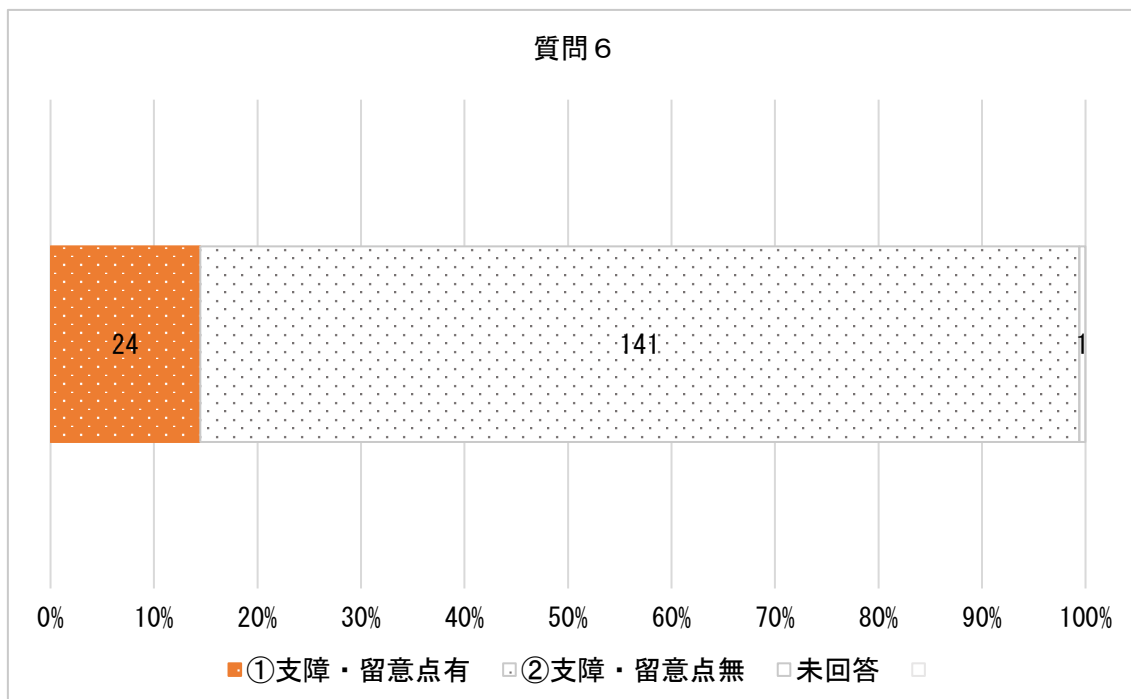


①支障有の内容（主な回答）

- ・ 本人の戸籍が非常に複雑な場合があり、公用請求により全ての相続人を把握、確定するまでに相当の時間を要するケースがあり、その場合、清算事務が速やかに行えないことがある。
- ・ 国・県等で指針が示されていないため、相続人等の把握を何親等まで行うべきかが自治体判断となり、判断が難しい。
- ・ 相続人等に連絡を入れても断られるケースが多数発生している（相続放棄を含む）。
- ・ 相続人への調査方法が確立できていない。本人と相続人との関係性が不明であり、把握後の相続人への連絡に気をつかう。特に費用弁済を求める連絡はし難い。

質問6

墓埋法第9条第2項又は行旅法第11条の規定に基づき、埋葬又は火葬の費用の弁償を求めるに当たり、埋火葬された者からDV被害を受けていた相続人や扶養義務者など、費用弁償先としてふさわしくないケースについて、（一般市及び町村については、管轄する都道府県と協議の上、）当該相続人又は扶養義務者を費用弁償先から除外することとした場合、事務処理上の支障やそのような取扱いとするに当たっての留意点がありますか。ある場合、どのような支障や留意点があると考えていますか。



①の内容（主な回答）

【支障】

- ・ 当該相続人がDV被害の支援措置該当者であれば、費用弁償先から除外することが適当であると思われるが、支援措置非該当者（未手続・失効含む）で、戸籍上婚姻継続中の生存配偶者や実子・兄弟姉妹であれば除外できない。しかし、これらの相続人は被相続人の生前の行状に対して深く傷ついており、恨みや憎しみの気持ちが根深いことが多く、遺留金銭等が高額であったとしても相続を含めた一切の関わりを拒むケースが多く、費用弁償を行わない旨の申立書の提出の求めに応じてもらえず、手続きが長期化することがある。
- ・ 費用弁償先としてふさわしくないケースについて、聞き取りや協議等に時間を要すること。また、相続人が複数人の場合、ふさわしくないケースに該当するとされた方を除外することへの理解が得られにくい。
- ・ 親族間でのトラブルが生じ、市町村との問題に発展する可能性がある。

【留意点】

- ・ 除外する場合の法的根拠及び責任の所在を明確にできるか。
- ・ DV 被害を受けていたものなどが DV を行っていた埋火葬者の財産等を相続した場合は、費用弁償先から除外しない取扱いが必要ではないか。
- ・ 相続人が複数いる場合、DV 被害を受けた者に関する情報は他の親族へ提供しないよう注意する必要がある。
- ・ 被害者であっても費用弁償に応じるケースと応じないケースがあると思われるが、被害者は一律に除外するのか。
- ・ 被害者であることの証明する文書等がない場合はどのように確認するのか。口頭確認か任意様式によるのか。
- ・ 「費用弁償先」としてふさわしくないケースについて目安およびその特定方法をお示しいただきたい。DV 被害者については、DV 等支援措置対象者については一律弁償請求しないという運用であれば可能と見込まれる。